

4章

道内図書館(室)における資料保存の現状 (アンケート調査結果)

1 アンケート調査

調査研究テーマである「資料の共同保存と除籍」の研究を進めるにあたり、調査研究チームではその手法として先進地(地域)の実践例の調査と、北海道内の市町村に対するアンケート調査を実施することにしました。

本章では、北海道内各市町村に実施しましたアンケート調査を通して、現在の道内各地域における図書館、公民館図書室等の実態を明らかにするとともに、将来に向けた課題についても明らかにします。

・ アンケート調査概要

「道内の資料保存に関するアンケート」

- 1 調査対象
北海道内の市町村立図書館、公民館図書室等図書館類似施設
北海道内 179 市町村 (一自治体毎に 1 つの中央館(施設)に調査票を送付)
- 2 調査方法
北海道内の市町村立図書館(室)を有する自治体へ電子メール形式にて調査票を送付し、電子メールもしくはファクシミリで回答を求めた。
- 3 調査期間
令和 4 年(2022 年) 10 月 18 日~11 月 18 日
- 4 回答自治体数
150 市町村 ※ 150/179 回答率 83.8%
(市立図書館 94.3% 町村立図書館 83.3% 公民館図書室等 79.2%)
- 5 調査票
本報告書 巻末資料編 を参照

2 アンケート調査結果

設問1 資料の収蔵スペースについて（収蔵能力と収蔵状況の状況）

50,000冊以上の蔵書規模はほぼ図書館が占め、逆にそれ以下の蔵書規模では公民館図書室等の図書館同種施設が多い実態が見られました。（図 1.1）

・ 蔵書規模

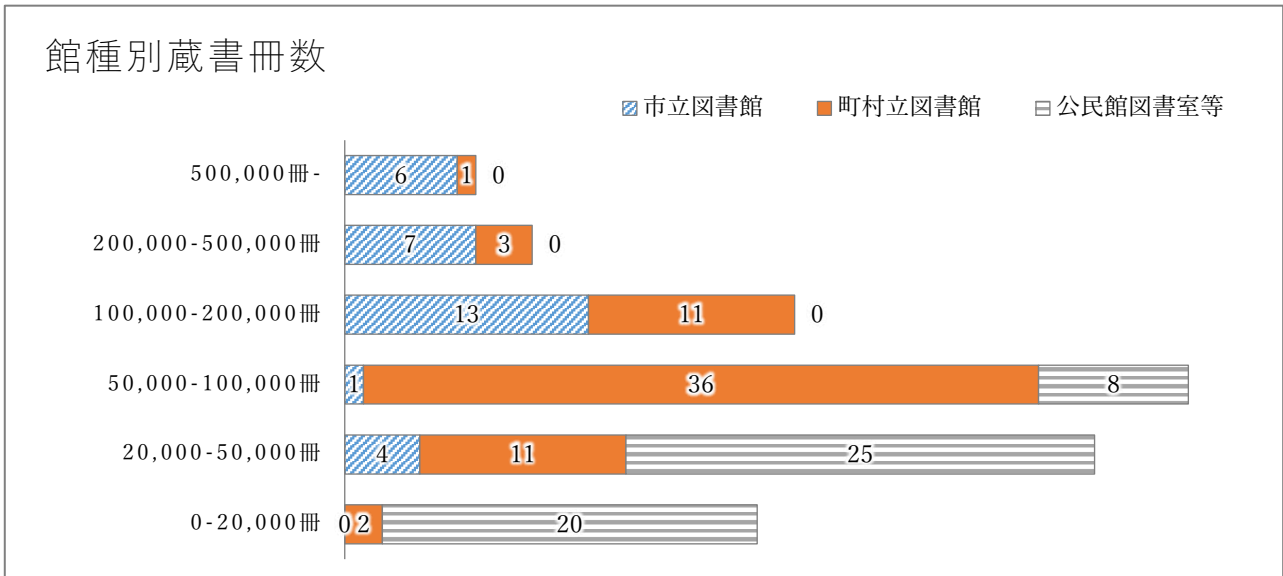


図 1.1 館種別蔵書冊数

・ 開架スペースと閉架書庫

各図書館、施設等において所蔵資料がどのように保管されているのか。利用者が直接資料を手にとることができる開架スペース、大量の資料を保管できる書庫、その両方が考えられますが、いずれの館種においても書庫を持ち利用していることがわかりました。有効回答の138市町村中、129市町村において書庫があると回答しています。（設置率93%）（図 1.2）

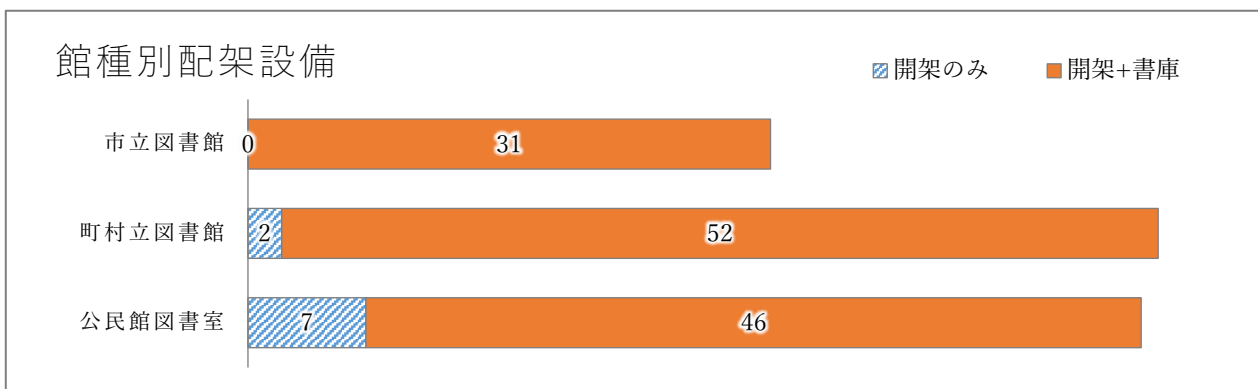


図 1.2 館種別配架設備

- 「資料を収納しておく場所がない」？

現場でよく聞かれる配架スペースの不足について、開架スペース、書庫それぞれの収蔵能力と蔵書冊数の差を元に、収蔵スペースが不足している図書館、施設の状況について調べてみました。

本章では、収容能力に対する収蔵冊数が占める割合を「充足数」「充足率」とします。

(充足数＝[実冊数]－[収蔵能力])

冊数を比較した充足数については、いずれの館種においても、“余裕がある”と“不足している”と推察される図書館、図書室等がほぼ同数存在している結果になりました(図中、近年開館した市立図書館 1 館において 30 万冊以上の余裕を持つ図書館がありました)。一方で、不足する図書館では、最大約 6 万冊の収納能力を越す資料が閲覧室に配架されていることとなります。(図 1.3 図 1.4 図 1.5)

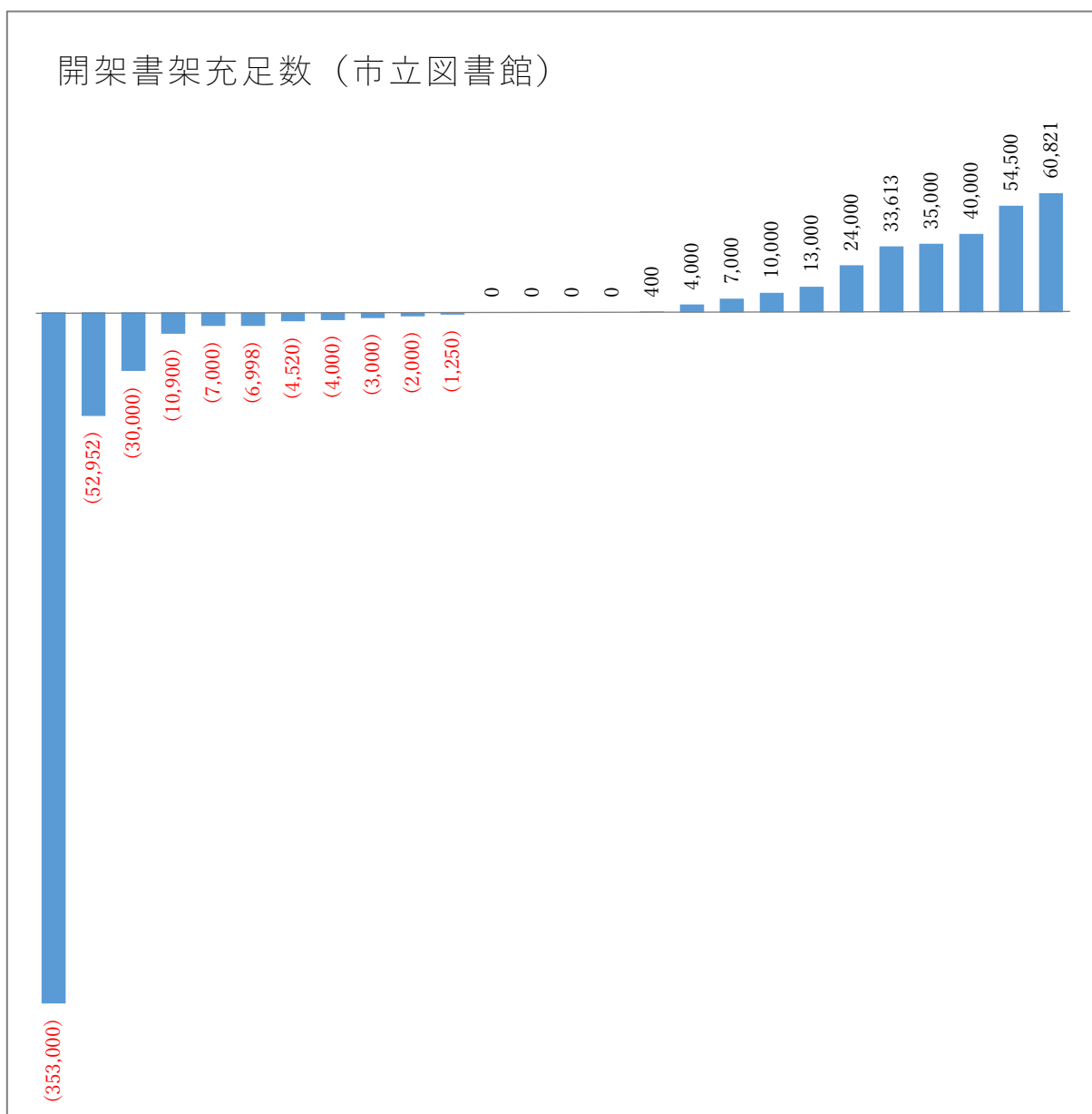


図 1.3 開架書架充足数 (市立図書館)

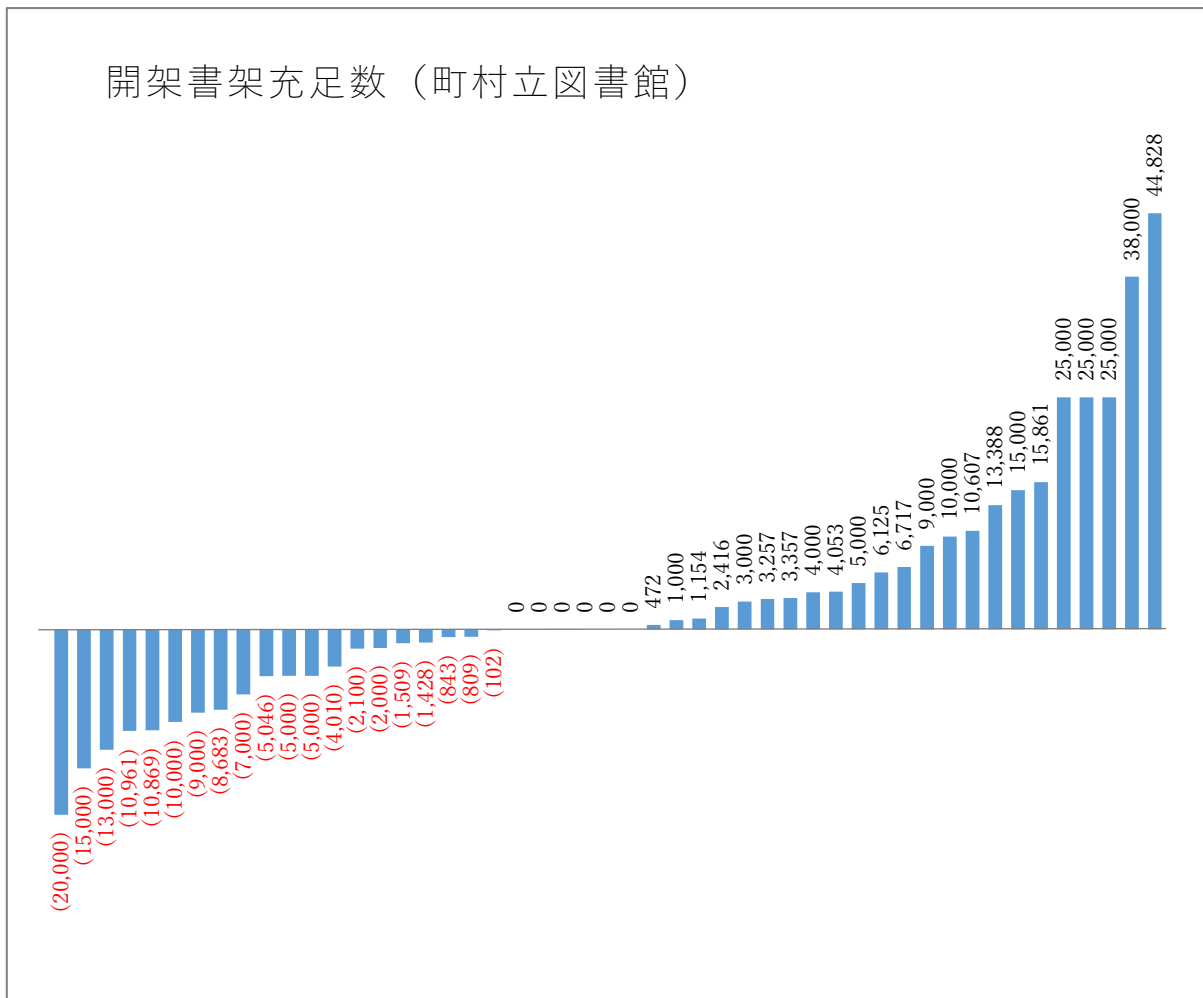


図 1.4 開架書架充足数（町村立図書館）

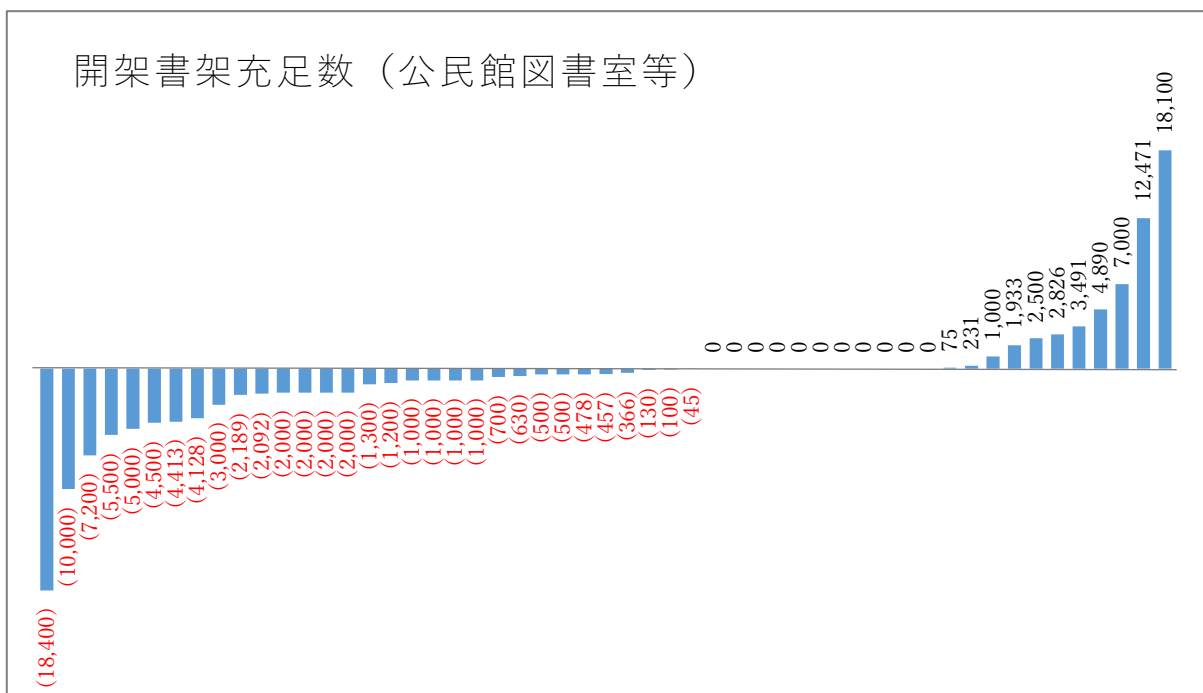


図 1.5 開架書架充足数（公民館図書室等）

• 充足率からみた図書館と公民館図書室等の傾向

館種別に書架、書庫スペースの使い方に差があるのかどうか、前項の手法を差から比率に置き換えて、開架スペース、閉架書庫それぞれの収蔵能力に対する収蔵資料の割合を館種別に比較をしてみました。

公民館図書室等において、開架スペース、閉架書庫共に100%前後、それ以下の充足率を維持する傾向が見られます。他方で、図書館では開架スペースで100%前後以上の資料配架が多くなった一方、閉架書庫では充足率が意外に低い結果になりました。

図書館では、所蔵する資料が利用者の目に触れにくい閉架書庫よりも、目に触れやすい開架スペースの方に収納能力を超えても積極的に資料を配架する傾向が見られ、閉架書庫に余裕があると回答した図書館も多くあることが明らかになりました。一方、公民館図書室等では、収蔵能力に見合った、または、やや余裕を持つ状態で整然と蔵書が収納管理されている館が多い傾向が見て取れます。(図1.6 図1.7)

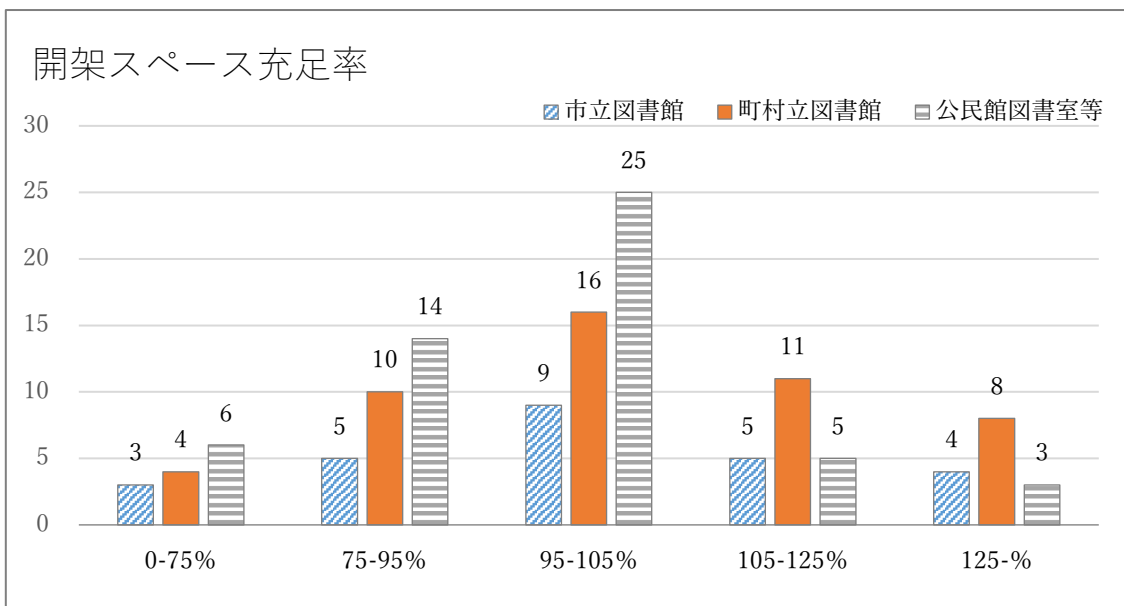


図 1.6 開架スペース充足率

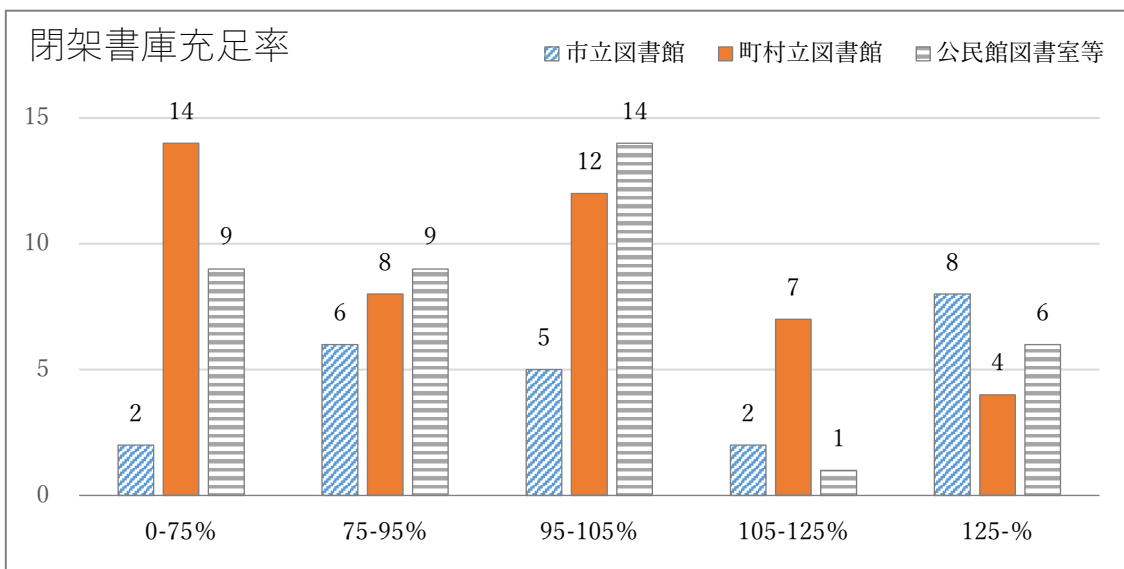


図 1.7 閉架書庫充足率

設問2 資料の選定に係る規程の整備について 1（選書基準）

近年では、資料を受け入れる際の選書だけでなく、開架スペースから閉架書庫への配架場所の移動（除架）についても、第二の“選定”“選書”であるという考え方がよく用いられます。また、資料の「除籍」についてもこうした視点により選定・選書の一つとして規程に含まれているケースが見られる例があることから、アンケート調査では資料の選定と除籍に関する二つの規程について、有無やその運用について尋ねてみました。

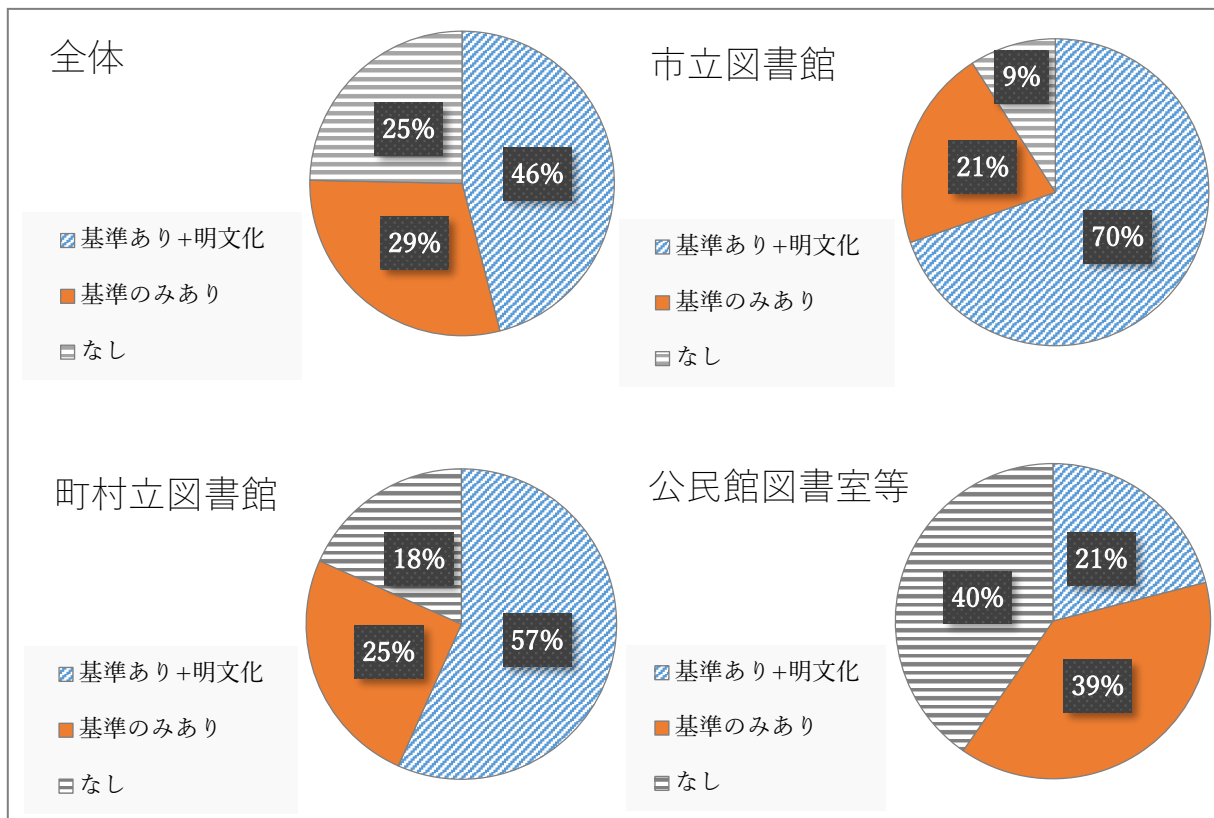
- 基準（方針）及びその明文化について

まず、選書の基準（方針）について、その有無と明文化の状況について尋ねてみました。

全体では、選書の基準が「あり」、かつ「明文化している」と回答した図書館、施設の割合は46%（69市町村）となり、基準は「あり」だが「明文化は行っていない」と回答した館（施設）（29%（44市町村））を合わせると全体の3/4の市町村においてなんらかの選書基準によって資料が選書されていることがわかります。

一方、「明文化」の方に視点を移すと、54%と半数以上の市町村において、誰がみてもわかる、説明できるというメリットがある明文化された基準が未整備となっている課題も浮かび上がります。

館種別では、図書館施設、市立図書館において基準の策定や明文化が進んでいます。（図2.1）



（図2.1 選書基準（方針）及びその明文化）

設問3 資料に係る規定の整備について 2 (除籍基準)

“除籍”というと、紛失や汚損によって使用できなくなった所蔵資料を図書台帳から抹消する用語と理解されてきましたが、近年では、古本市や読み聞かせ団体、子ども関連の施設等においても積極的に有効活用される例が増え、使用に耐える所蔵資料でも積極的に“除籍”を行い、利活用を図ろうという動きがよくみられるようになってきました。

こうした動きに、除籍冊数も増えれば、その分円滑な除籍処理が必要になることから、除籍規程の整備が進められているのでは、ということで、資料の除籍について尋ねてみました。

・ 基準（方針）及びその明文化について

前設問と同様に、資料の除籍について、基準（方針）の有無とその明文化について尋ねてみたところ、「あり」かつ「明文化がなされている」と回答した図書館、施設は 85 市町村（57%）に上りました。また、「あり」かつ「明文化していない」との回答が 38 市町村（25%）ありましたので、全体では 8 割以上の市町村において除籍の目安が設けられていて、除籍が行われていることがわかりました。

館種別の状況については、市立図書館、町村立図書館の順に規程類の整備と明文化が進んでいて、市立図書館では 76%の館において規程の整備が進められています。（図 3.1）

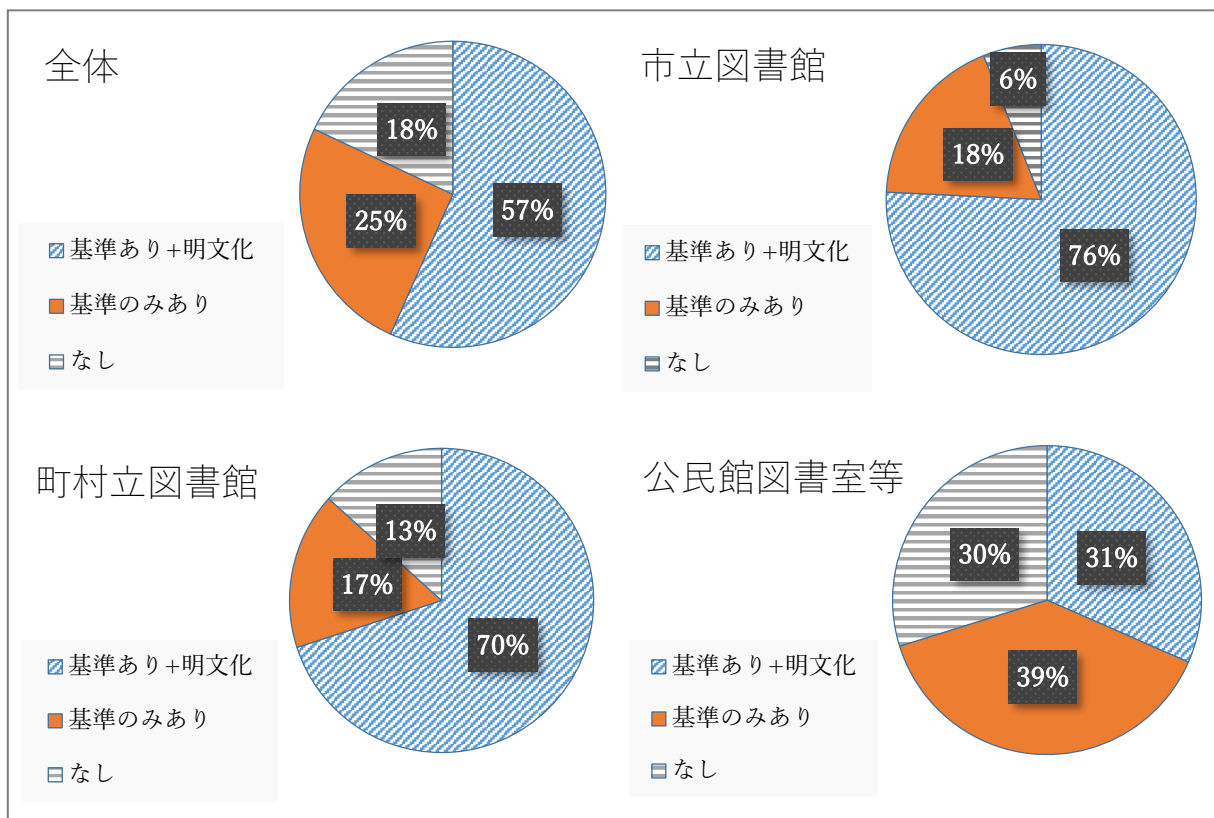


図 3.1 除籍基準（方針）及びその明文化

参考 [設問2・設問3]に関連して

・ 選書・除籍に係る規程類

今回のアンケートに際して寄せられた選書・除籍に係る基準（方針）に関する規程類を表にまとめてみました。（表3.2 ※ 任意の提出によるもので、“明文化している館”全部ではありません）

空知管内		
美 唄 市	美 唄 市 立 図 書 館	「収集基準」「美唄市立図書館資料除籍基準」
秩 父 別 町	秩 父 別 町 図 書 館	「秩父別町図書館の資料収集及び除籍要綱」
沼 田 町	沼 田 町 図 書 館	「沼田町図書館資料収集方針」「沼田町図書館資料除籍基準」
南 幌 町	南幌町生涯学習センター ぼろろ図書室	「南幌町生涯学習センター条例施行規則」 （「除籍」に関する条項を含む）
石狩管内		
札 幌 市	札 幌 市 中 央 図 書 館	「札幌市図書館図書資料保存・除籍取扱方針」 「札幌市図書館資料選定基準」
江 別 市	江 別 市 情 報 図 書 館	「江別市情報図書館資料収集方針」 「江別市情報図書館資料除籍基準」
千 歳 市	千 歳 市 立 図 書 館	「A. 除架・除籍基準」「B. 図書資料の収集に関する基準」
恵 庭 市	恵 庭 市 立 図 書 館	「恵庭市立図書館資料収集方針」「恵庭市立図書館資料除籍方針」
石 狩 市	石 狩 市 民 図 書 館	「[石狩市民図書館]図書館資料除籍方針」 「[石狩市民図書館]図書選定基準」
後志管内		
小 樽 市	市 立 小 樽 図 書 館	「市立小樽図書館資料収集基準」「市立小樽図書館 資料除籍及び除架 基準」「市立小樽図書館資料選定方針」
蘭 越 町	蘭 越 町 花 一 会 図 書 館	「蘭越町花一会図書館資料収集方針」「蘭越町花一会図書館資料選 定基準」「蘭越町花一会図書館資料の除架及び除籍基準」 「蘭越町花一会図書館除籍資料再利用事業実施要領」
寿 都 町	寿都町総合文化センター ウィズコム図書室	「寿都町総合文化センター図書室図書業務処理の手引き」 （「第2章 1 資料の選定方針・基準」「第5章 資料の除籍事務」）
胆振管内		
苫 小 牧 市	苫 小 牧 市 立 中 央 図 書 館	「苫小牧市立中央図書館資料収集要綱」「[同]収集基準」 「[同]郷土資料収集基準」「[同]寄贈及び寄託資料取扱基準」 「[同]資料除籍基準」 「苫小牧市立中央図書館の除籍基本などの処分に関する要項」 （「苫小牧市図書館蔵書整備計画R2-R11」）
伊 達 市	伊 達 市 立 図 書 館	「伊達市図書館運営管理要領」 （「第2 図書資料の受入」（収集基準）「第3 図書資料の除籍」）
壮 瞥 町	地 域 交 流 セ ン タ ー 山 美 湖 図 書 室	「壮瞥町地域交流センター図書室図書収集基準」 「壮瞥町地域交流センター図書室図書除籍・廃棄基準」
厚 真 町	厚 真 町 公 民 館 図 書 室	「厚真町公民館図書室除架・除籍基準」
日高管内		
浦 河 町	浦 河 町 立 図 書 館	「廃棄基準」
新 ひ だ か 町	新 ひ だ か 町 図 書 館	「新ひだか町図書館資料選定基準」 「新ひだか町図書館資料除籍基準」

渡島管内		
森 町	森 町 図 書 館	「森町図書館図書除架・除籍基準」
八 雲 町	八 雲 町 立 図 書 館	「八雲町立図書館資料収集方針」「八雲町立図書館資料除籍基準」
知 内 町	知内町中央公民館図書室	「知内町中央公民館図書室除籍基準」
檜山管内		
せたな町	せたな町大成図書館	「せたな町立図書施設の図書の除架・除籍基準」 「図書除籍作業実施要領」
奥 尻 町	奥尻町海洋研修センター 図 書 室	「奥尻町海洋研修センター図書室資料収集方針」 「奥尻町海洋研修センター図書室資料除架・除籍基準」
上川管内		
旭 川 市	旭 川 市 中 央 図 書 館	「旭川市図書館資料収集方針」「旭川市図書館図書資料除籍基準」
中富良野町	中 富 良 野 町 図 書 館	「中富良野町公民館図書室「図書資料選定基準」」
留萌管内		
羽 幌 町	羽幌町立中央公民館図書室	「羽幌町立中央公民館図書室資料収集基準」 「羽幌町立中央公民館図書室資料除籍基準」
宗谷管内		
稚 内 市	稚 内 市 立 図 書 館	「稚内市立図書館資料収集方針」 (資料収集方針、資料選定基準、除架基準)
利 尻 町	郷土資料室(図書室)	「利尻町交流促進施設「どんと」郷土資料室(図書室)のしおり 方針について」(図書資料構成方針、除架・除籍方針)
オホーツク管内		
紋 別 市	紋 別 市 立 図 書 館	「図書資料・AV資料の除架および除籍基準」
斜 里 町	斜 里 町 立 図 書 館	「斜里町立図書館資料収集方針」 (「斜里町立図書館資料除籍基準」「斜里町立図書館の除籍資料再利用に関する実施要綱」)
訓子府町	訓 子 府 町 図 書 館	「訓子府町図書館 資料収集方針」 「訓子府町図書館 図書の除架・除籍基準」
佐呂間町	佐 呂 間 町 立 図 書 館	「図書資料収集基準」「図書の除架・除籍基準」 「図書除籍作業要領」
遠 軽 町	遠 軽 町 図 書 館	「資料収集方針」「遠軽町図書館 図書の除架・除籍基準」 「遠軽町図書館 図書除籍取扱要領」
十勝管内		
士 幌 町	士 幌 町 したしみ図書館	「士幌町したしみ図書館資料収集要綱」 「士幌町したしみ図書館資料選定要領」 「士幌町したしみ図書館図書資料の除架・除籍基準を定める要綱」
上士幌町	上 士 幌 町 図 書 館	「『まちの図書館 令和4年度』」 (「2. 上士幌町図書館資料選択基準」)
鹿 追 町	鹿 追 町 図 書 館	「鹿追町図書館資料除籍基準」 「鹿追町図書館資料整理基準除籍内規」
池 田 町	池 田 町 立 図 書 館	「池田町立図書館資料の選書に関する基準」 「池田町立図書館の除籍に関する基準」
豊 頃 町	豊 頃 町 図 書 館	「図書資料除籍基準 改訂」
足 寄 町	足 寄 町 図 書 館 ルイカ	「資料収集方針」「図書館資料除籍基準」

釧路管内		
標茶町	標茶町図書館	「標茶町図書館資料収集・除架・除籍基準」
弟子屈町	弟子屈町図書館	「弟子屈町図書館資料選定取扱方針」「弟子屈町図書館資料除架・除籍基準」
釧路町	釧路町公民館図書館	「令和4年度 釧路町公民館図書購入に係る選定・発注基準」
根室管内		
別海町	別海町図書館	「別海町図書館業務処理要領」（「除架」「除籍」の項目を含む）

(表 3.2 選書・除籍に係る規程類一覧)

設問4 除籍する際の確認作業について 1（参考とする他の館）

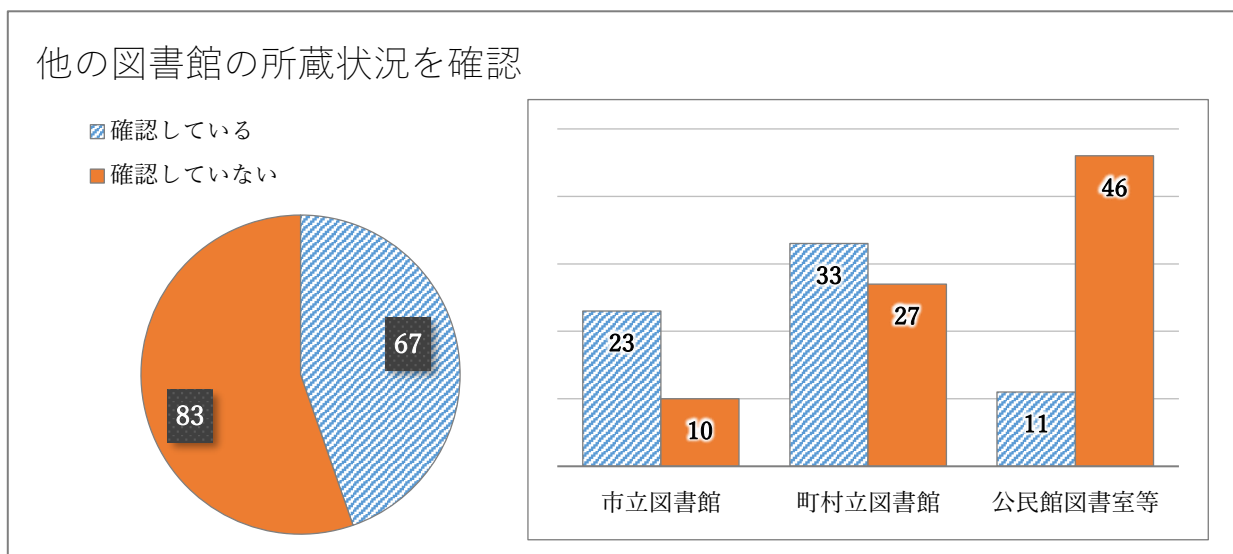
除籍してしまった後に「同じ資料が見たい」という利用者があらわれる場合があるかも、そう考えて除籍をためらう場合を想定して、アンケートでは除籍に際して同じ本をすぐに調達できる相互貸借先の図書館について、“所蔵状況の確認”をキーワードに尋ねてみました。

・ 除籍する際に他の図書館の所蔵状況を確認しているかどうか

確認しているかどうか尋ねてみたところ、確認していると回答した館が67館（45%）にとどまり、確認していないと回答した83館（55%）を下回りました。

館種別では、公民館図書室等において未確認の割合が高く、除籍後の相互貸借は意識していないことが窺われる結果になりました。

一方、図書館の場合では、確認は行っていないと回答した場合においても、除籍冊数の多さに確認する手間が割けないといった切実な事情や、除籍資料の中身に応じて必要があると判断した資料については確認を行っているといった意見も寄せられ、除籍後の資料の保存や利用についての重要性については理解を寄せるコメントも多く寄せられています。（図 4.1）



(図 4.1 他の図書館の所蔵状況の確認)

• どの図書館を参考として確認しているか（複数回答）

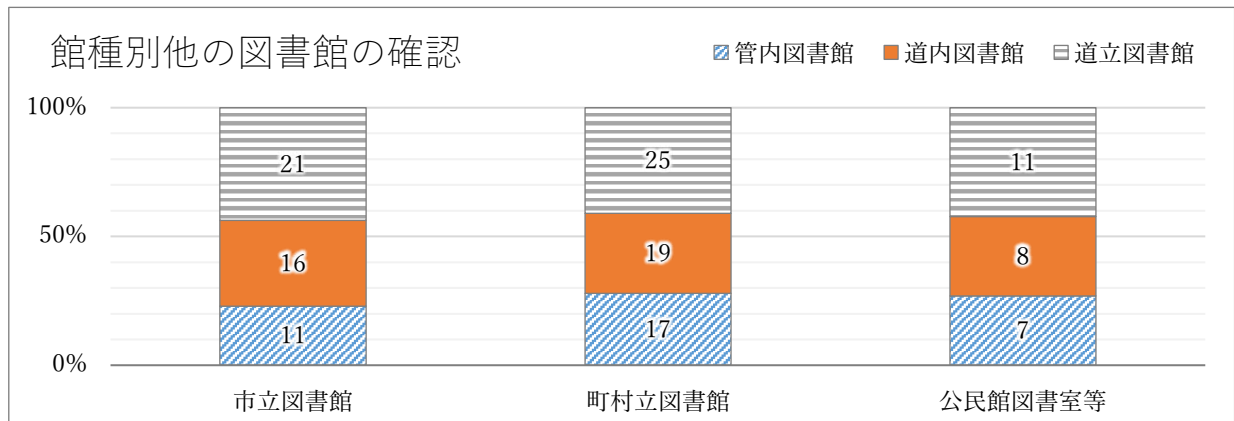
次に、確認を行っていると回答した67図書館、公民館図書室等について、どの図書館の所蔵状況を確認しているのかを尋ねてみることにし、相互貸借先（範囲・圏域）または、除籍資料の保存先として潜在的により強く認識している“対象”について調べてみました。

アンケートでは、確認相手先としては道内の資料センターとして数多くの資料を保存する道立図書館がいずれの館種においても回答数で最多となる結果となりましたが、道内の図書館、管内の図書館といった“相手先”を選択する回答も多く、ほぼ三等分する結果となりました。

三等分となった結果については、道内の各図書館における蔵書検索システム（OPAC）の普及が進み、道立図書館の横断検索による総合目録機能が一般化し、さらに、道立図書館の図書館ポータルによるILLシステムによる簡便な資料貸借の運用が浸透してきていることから、地域格差の少ない全道レベルによる相互利用が整備されてきていることが表れた結果と考えられます。（図4.2 図4.3）



（図 4.2 他の図書館の所蔵状況の確認（全体））



（図 4.3 他の図書館の所蔵状況の確認（館種別））

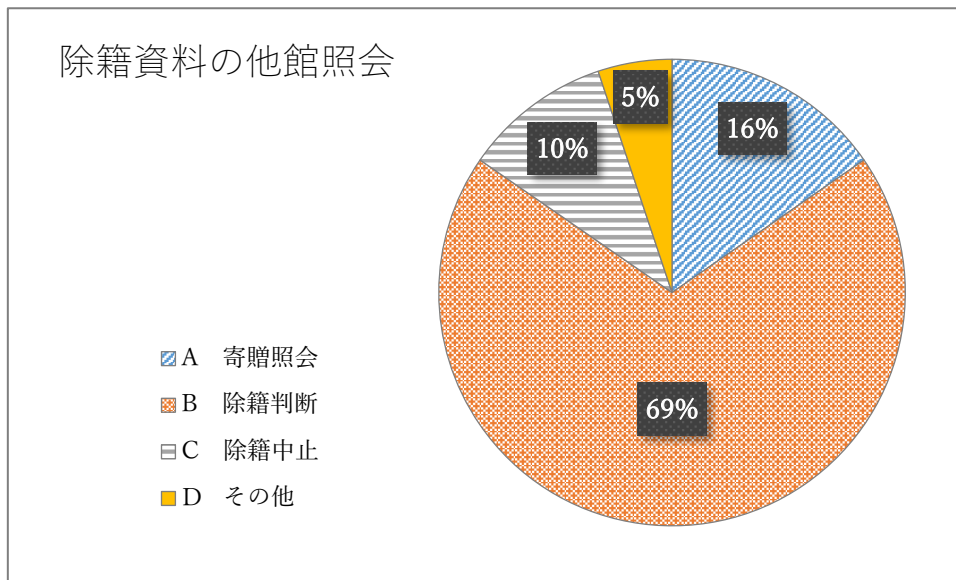
設問5 除籍する際の確認作業について 2 (確認作業の実際)

除籍資料の保存について、前問で確認を行っていると回答した67図書館、公民館図書室等について、確認を行った他の図書館において所蔵が見つからなかった場合、すなわち相互貸借を想定する図書館各館に対して除籍対象のその資料が唯一の図書館資料となってしまった場合について、その対処方法について尋ねてみました。選択肢としては端的な例として、相手先館に対して寄贈（除籍資料の移転）の可否を照会するという場合と、他の所蔵状況を調べてみた結果によって除籍を判断する場合、あるいは除籍自体を中止する場合を想定して複数回答で選択してもらうことにしました。

- ＜設問5 選択肢＞
- A 相手先館に対して寄贈（除籍資料の移転）の可否を照会する
 - B 他の所蔵状況を参考に自館の除籍の判断を行う
 - C 除籍を中止し、所蔵を維持する
 - D その他（自由記載）

- 除籍資料の保存に対する考え方（複数回答）

対応については、除籍する資料一冊ずつ判断が異なることが予想されることから複数回答にしましたが、回答の7割近くが「B」のあくまで参考としているという回答となりました（54館 69%）。次いで多かった「A」の除籍資料の寄贈照会が12館（15%）、除籍を中止するという「C」の8館、10%を大きく引き離す結果となりました。（図5.1）



（図 5.1 除籍資料の他館照会）

- [D その他]

• 道立図書館や旭川市に所蔵があれば除籍する。	上川管内 市立図書館
• 郷土資料のみ（“A”選択に付随して）	上川管内 町立図書館
• 資料内容や状態によってA,B,Cを使い分けている。	上川管内 町立図書館
• 道立図書館にないものを寄贈図書として送付	日高管内 町立図書館
• 道立図書館に所蔵がない場合は、除籍しないことがある。	オホーツク管内 町立図書館
• Aは道立のみ実施していますが、なかなか返答がありません。	十勝管内 町立図書館

(表 5.2 除籍資料の他館照会・自由意見 図 5.1 付)

- 「最後の一冊」に対する考え方

相互貸借などの共同利用の利便性を維持するため、あるいは共同保存によって提供する資料の多様性を実現する、といった“自覚”的な共同利用、共同保存を実現するための方策の一つに「最後の一冊」という取組があります。除籍を予定する資料がその最後の一冊となった場合には、資料を除籍しないで所蔵を維持していこうというもので、他の県においてみられる取組です。

本設問では「C」の考え方がこれに近いものですが、「最後の一冊」では、参加する館相互において協定を取り交わして制度化を行っていきます（参加方法や協定の主体など各種違いがあるようです）。本設問では、自館の判断だけでなく、除籍には他の所蔵状況も勘案すると回答した「B」を含めると8割を超す回答になり、これらの館の中にはこの「最後の一冊」という取組に対する支持が含まれることも考えられます。

設問6 除籍する際の確認作業について 3（除籍の際の内容確認）

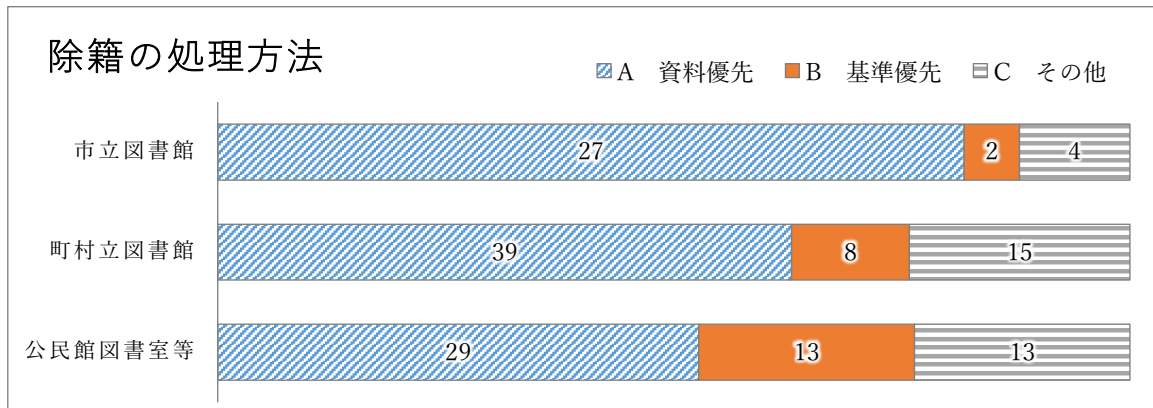
設問3において明文化の有無を除いた場合では約8割の市町村において除籍を実施しているという高い割合が明らかになりましたが、除籍作業の実際について、個別の資料判断によって実施しているか、それとも、規程に沿って定型的に実施しているのか、端的な事例の選択であえて尋ねてみました。

<設問6 選択肢>

- A 内容を確認して、他資料で代替できる場合のみ除籍している。
- B 内容は確認せず、除籍基準に照らして除籍している。
- C その他

• 除籍の処理方法（複数回答）

いずれの館種においても、資料の内容や他の資料で代替できるという視点で除籍の判断を行っていることがわかりました。除籍後の同種資料の利用が可能な場合など、資料の提供という視点が大きく除籍の判断に影響していることがうかがえます。（図 6.1）



（図 6.1 除籍資料の他館照会）

• [C その他]

• A のこともあれば、汚損・破損が著しい場合、すぐに除籍もある。	胆振管内 市立図書館
• A を基本に、他資料で代替できない文学作品についても除籍基準に照らして除籍している。	釧路管内 町立図書館
• 除籍基準を基本としながらも内容は確認し、除籍しない資料もある。	オホーツク管内 町立図書館
• 除籍基準に照らし合わせた上で、内容を確認し除籍を行っている。	根室管内 町立図書館 (他)
• 地域の記述がありそうな場合は確認している。	十勝管内 町立図書館
• 内容を確認した上で除籍基準に照らして除籍している。 ※他資料で代替できる場合のみとは限らない。	オホーツク管内 町立図書館
• 内容を確認して、内容・情報が古いと判断して除籍している。	上川管内 町立図書館
• 内容を確認の上、他資料で代替できるか、道立及び道内・管内の主要図書館で蔵書しているもののみ除籍している。	空知管内 町立図書館
• 利用状況を含めて内容確認。除籍基準に照らし除籍、更新する。	日高管内 町立図書館
• 郷土資料以外は内容を確認し、利用頻度の無い資料を除籍する。	空知管内 公民館図書室
• 形態的に使用に耐えても、古くなり書籍の魅力が失われた資料は除籍。	渡島管内 公民館図書室
• 資料の内容や傷み具合、代替性等を担当者が総合的に判断して除籍。	檜山管内 公民館図書室

• 点検で複数年不明の図書や修復不能な図書のみ除籍対象としている。	留萌管内 公民館図書室
• 汚損破損複本の場合は確認を省略。	上川管内 町立図書館
• 複本や汚破損本を優先して除籍している。	上川管内 市立図書館
• 現在は修復が不可能な本しか除籍していない。	空知管内 町立図書館
• まだ弁償してもらった資料しか除籍していない。	後志管内 公民館図書室
• 水没以外で除籍したことがない。	釧路管内 公民館図書室

(表 6.2 除籍資料の他館照会・自由意見 「図 5.1」付随)

設問7 近隣図書館等との分担収集・保存について

北海道地域においては、図書館の有効利用を目指す北見地域の1市7町が参加する北見地域図書館ネットワークや、統合した図書館システムを運用する西いぶり広域図書館情報システムなど、近隣の市町村相互の協力体制について、自治体の枠を越えた先進的な相互協力の取組が行われてきました。今回のアンケートでは、分担収集・共同保存についての現在の状況と、今後の取組の動向について尋ねてみました。

アンケートの結果では、実施状況として7例が報告されましたが、うち5例は十勝管内での取組をベースに各館それぞれから回答が寄せられたもので、同じ制度に参加している場合でも、それぞれの館において少しずつ意識に違いが生じていることがわかります（相互協力が盛んな十勝管内では、十勝管内公共図書館協議会（十図協）と呼ばれる図書館活動を研究、実践する協議会組織があります。これまでも貸出券の相互利用を実現するなどの実績があります）。

また、残念ながら、今後に関する具体的な取組については見られませんでした。（表 7.1）

A	以前担当していた岩波新書、岩波ジュニアを分担収集終了後も継続して購入している。	十勝管内 町立図書館
A	十図協（十勝管内公共図書館協議会）として一応行っている。	十勝管内 町立図書館
A	十勝管内の各図書館が特に力を入れて収集している分野の資料を除籍する際には、該当する図書館に必要などうかを確認している。	十勝管内 町立図書館
A	十勝東部4町で健康をテーマに認知症、循環器系、歯（口腔）、食に関する図書を分担で収集。	十勝管内 町立図書館
A	十勝東部4町において、医学系図書の分担収集をしている。	十勝管内 町立図書館
A	市内施設間で分担収集を実施。	石狩管内 市立図書館
A	合併後の町内2図書館において分担収集を実施。貸出中心館は人気小説をはじめ話題本を幅広く収集、他館では、学習支援、調べ物に特化した資料を収集。	オホーツク管内 町立図書館
C	（検討中である）	宗谷管内 公民館図書室

(表 7.1 分担収集・保存の実際例)

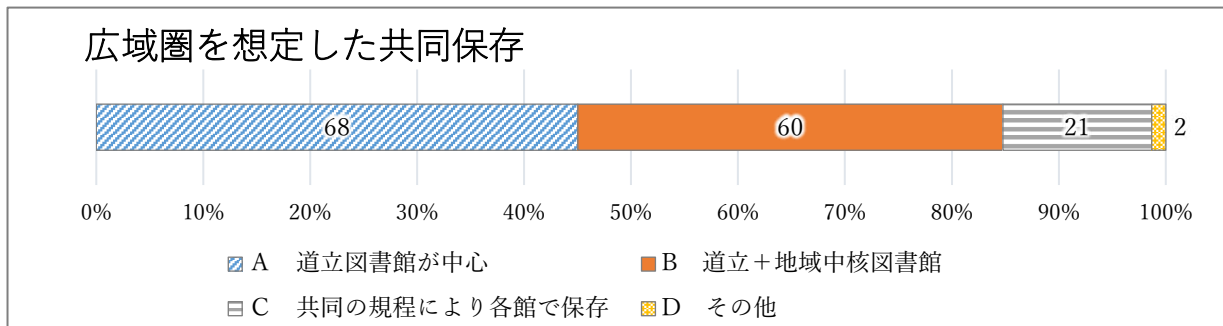
設問8 広域圏を想定した図書館資料の共同保存・分担保存について

全国的な視点からみると、各地で自治体を越えた広域の共同保存・分担保存の取組が見られます。広大な行政区域を持つ市町村が多い北海道における、こうした取組への期待について尋ねてみました。

<設問8 選択肢>

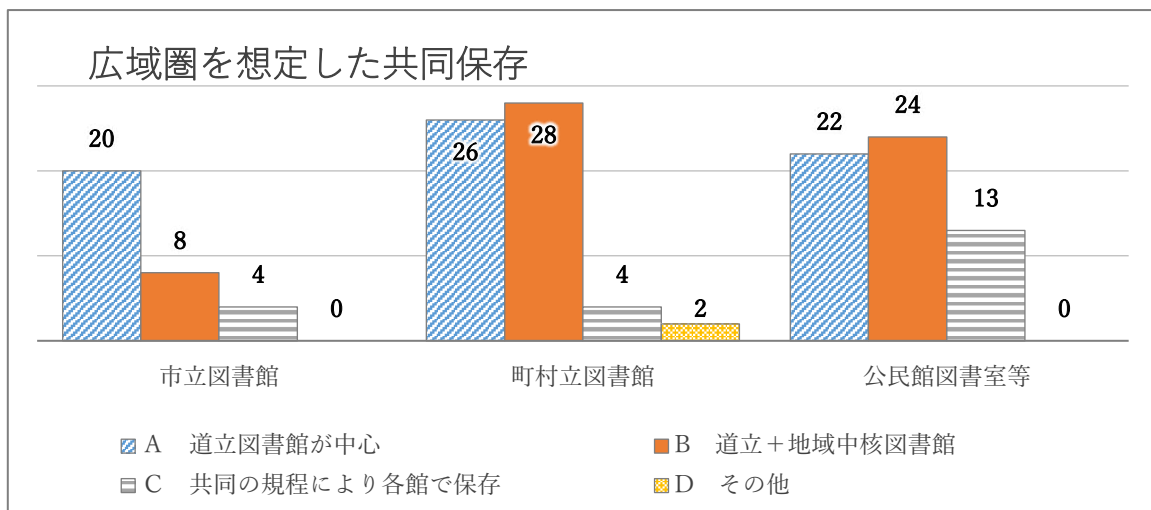
- A 道立図書館が中心となって資料を保存していくのが良い
- B 道立図書館の他、各地域の中央館が加わって、分担して資料を保存していくのが良い
- C 共同保存は考えず、各館でそれぞれ保存していくのが良い
- D その他

全体では、道立図書館を中心とした資料保存を望む回答が最も多い結果になりましたが（回答数 68、45%）、道立図書館にプラスして圏域における中核的な役割を果たす図書館も加わった保存が望ましいと考える回答もほぼ同じ 60 館（40%）あり、ほぼ二分する結果となりました。（図 8.1）



（図 8.1 広域圏を想定した共同保存）

館種別では、市立図書館では道立図書館を中心にした保存体制を支持する声が多いのに対し、町村立図書館、町村の公民館図書室では逆に道立図書館の保存機能と合わせた圏域での中核図書館による保存体制を望む声がかほぼ同数か上回る結果になり、地域の中核施設として望まれる側となる市立図書館との意識の差が結果に表れたようです。別の角度でみると、より身近な圏域において保存機能を持った市立図書館があり、地域に根ざした資料収集と保存体制が整備されることを望む町村立図書館も根強くあるという結果ともいえます。（図 8.2 表 8.3）



（図 8.2 館種別・広域圏を想定した共同保存）

D その他（自由意見）

D	AやBが望ましいが、実際には困難と思います。	日高管内 町立図書館
D	一般の書籍は道立図書館で保管し、町の歴史や出版物は地方図書館と道立図書館で保管するのが望ましい（貴重な書籍が火災等の理由で消失する可能性もあるため、双方保管）。	オホーツク管内 町立図書館

(表 8.3 広域圏を想定した共同保存（自由意見）)

設問9 その他（除籍や資料保存についての意見等。 ※原文ママ）

空知管内	
<p>以前、管内の一部図書館で新聞を共同保存していましたが、情報の伝達・引継がうまくいっておらず、いざ必要な時に問い合わせしてみると「共同保存していたことを知らなかったので捨てました」といわれたことから、破綻したことがあります。少人数で運営している図書館では特にそういったことが起こりやすいのではないかと考えられます。また、「各地域の中央館」が旭川市や函館市などを示している場合、それらの図書館では道立図書館に所蔵が無い本の相互貸借の依頼が集中してしまい、負担になっているという話を聞いたことがありますので、共同保存資料の管理・送付等でさらなる負担をかけることは適切ではないと考えます。これらのことから、資料はそれぞれの館で保管することを基本とし、道立図書館にはこれまで通り「図書館の図書館」として資料保存の中心的な役割を担っていただきたいと思います。</p>	市立図書館
<p>北海道立図書館の施設や予算などの問題は重々承知しているが、それでも道内における資料保存の役割は多いので道立図書館が担うべき業務であろうと考えている。現在は、市町村からの廃棄図書寄贈は一切受け付けてくれていないが、せめて上下巻、シリーズものの欠番くらいは受け入れて、揃えて保管する程度の対応はしてもらいたいと思う。</p>	町村立図書館
<p>共同保存事例（3）の京都のようにできれば理想。しかし、除籍か否かを判断するのが難しかったり、道内全域の所蔵の有無を確認するのは、かなり時間を要すると思う。でも多くの図書館が手狭になってきているのだらうと思われるので、大変でも必要なのでしょう。機械的に除籍可・不可と判断してくれるシステムなら楽なのに。汚損状態や、版などの違いなどでの内容確認も中々に大変。年数が経ち、買い替えの資料も多くなってきている。</p>	町村立図書館
石狩管内	
<p>著作権法の改正に伴い、資料の公衆送信サービスを活用して、必要なページだけのやり取りができるようになると思う。道立が保管し、デジタルでの資料のやり取りも将来的には進展するのではないかと。長野県のように電子書籍の共同活用などへの転換も可能であれば保存場所の問題への配慮も少なく済む（費用はかかるが……）。それを活用した郷土資料のデジタル化などの対応も期待したい。</p>	市立図書館

<p>当館も含め札幌圏の図書館は、開館年次から判断し既に収容能力の限界を超えている館が多数あると推測される。近年は書架スペースを開けるための除籍業務の負担も増大しており、共同保存など早期に都道府県レベルの対策が実施されることが必要であると考えます。</p>	市立図書館
後志管内	
<p>他館の選書、除籍基準についてぜひ参考にさせていただきたいです。共同保存のしくみができるると除籍はしやすくなると思いますが、現状では増加するであろう事務量に対応できそうにありません。</p>	町村立図書館
胆振管内	
<p>当館は暫定図書館で長期的な資料保存が困難な状況であるため、現段階では上記の回答となります。除籍については、他館の除籍基準等を参考にさせていただいて行っています。基準の例外にあたる資料いろいろなケースがあるかと思いますが、どのような判断をされているのか事例を知りたいです。</p>	町村立図書館
<p>道立図書館や中核となる図書館へ、保存をお願いすることになった時、その図書館の負担は増えないのでしょうか。保存優先で国会図書館のように、館外貸出、複写は認めずの利用になっても便利なような不便なような気がしますし、気軽に相互貸借でとんでも量が増えると思いますし、共同保存事例（１）と（２）は難しく思えます。本町でも以前、近隣市町村と保存、所蔵を持ち合ってみてはどうかと話題になったことはありますが、どこが何の資料を責任もって保存するかを決めるのは大変であることからお断りしたこともあります。書庫機能がほぼない図書館（わが町）は道立図書館や大きな図書館に頼らざるをえないのが現状です。</p>	公民館図書室
日高管内	
<p>設問 4 の除籍の際に他の図書館の所蔵状況を調べるかどうかについては、参考図書や地域資料に準ずるもの、専門書については調べるが、殆どの一般図書については調べないことが多く、どちらか2択という状態ではないのが実情です。</p>	町村立図書館
渡島管内	
<p>図書館の容量には限りがあり、全ての資料を保管し続けることは、各館難しいのが現状です。各地域の図書館は、専門的な郷土資料についてはその地域が中心に保管を担当、一般的に回っている資料については、それぞれの館が規模に応じて収集保存することが望ましいと考えます。国会図書館を含め、相互貸借を利用することで希望利用者の手に資料が届く環境を維持できるように、各館は除籍作業を判断していくことが良いのではと考えます。</p>	市立図書館
<p>『図書館としての資料収集の理想』と『地域図書館としての利用者ニーズへの対応』のバランスを取るしかないのかなと考えていますが、書庫にも余裕はなく、すべての除籍資料の内容確認や他館の所蔵状況の確認ですら難しいのが現状です。いつかはどこかで見切りをつけるしかないという状況も出てくる中で今後どうしていくべきか、長い目で見て除籍基準の見直しも含めて考える必要があると考えています。</p>	町村立図書館

上川管内	
今後の電子配信によっても状況は変わってくると思いますが、現状、必ずどこかにはこの本が現物で存在している、という状態を維持していきたいです。	市立図書館
収蔵能力7万冊に対して、倍の蔵書を抱えており閉架書庫での保存ができない状況になっている。近年除籍の冊数や作業も多く、積極的に行っている。将来の建て替えに向けてさらに大量の除籍作業が見込まれている。	市立図書館
当館は開架・閉架のスペースが共に狭く、図書の閉架・除籍は特に小説の分野が難しい部分であると感じています。共同保存は業務面での負担は大きくなる部分がありますが、協力できる体制ができれば、少しでもお手伝いができればと考えています。	町村立図書館
所蔵場所が限られていますので利用者からのリクエストがあった場合に、他の利用者にはあまり貸出されない資料と判断した場合には購入を控えて、他図書館での相互貸借を利用するようにしています。除籍や資料保存についての他図書館がどのように取り組んでいるのか知りたいです。	公民館図書室
留萌管内	
道立さんが保存して下さっているだけで、心理的安全性が高いのです。手続きも、他館と分散されているよりも早く済みませす。地方の小さな図書室は購入費も決して多くはなく、副本などは考えられない状態です。また、高度な学術書などは購入自体も難しいのですが、そういう本を熱烈に読みたい方もいらっしゃって……。中小図書室は道立さんが命綱です。（>人<）！	公民館図書室
（設問4に関して）除架・除籍基準に合致している資料で、価格が定価より高くなっているものがないかを確認し、定価に近い額のものである場合は道立図書館に蔵書があるかどうかを検索し、あるものは除籍している場合が多い。除架・除籍基準に合致しているか、定価より高くなっているものがないかの確認は必ず行っているが、道立図書館に蔵書があるかどうかの確認は迷ったときにしかしていない。	公民館図書室
宗谷管内	
除籍に関して、概ね代替が出来そうな図書を選んでいるとは思いますが、業務の関係上内容を都度確認して除籍を行うことは中々出来ていません。共同保存の考え方はとても面白いなと思いましたが、維持していく上でのコストや市町村毎に距離が離れてしまう北海道の特性を考慮すると実行するのは難しいのかなと思います。	町村立図書館
無資格かつ未システム化のため、貴重な資料があったとしても点検作業は困難です。また、図書専従でもないので近隣地域、北海道など他館のデータ照合も容易ではありません。台帳データ（エクセル）を提供し、保存が必要と思われる資料があれば、自館で管理か他館への譲渡などの対応は可能かと思います。	公民館図書室
当館は司書不在で運営している（今後も採用予定はない）。そのため、除籍の判断等が難しいところがあるので、今回のアンケートで収集した除籍の判断基準など情報提供していただけたらありがたいです。	公民館図書室

オホーツク管内	
上記のデメリットもありますが、当館で除籍した資料で状態が良いもので、道立で所蔵していない本については、寄贈したい気持ちはありますが、相互貸借の本の返送時に同送するにしても送料を負担するのが非常に厳しいです。	市立図書館
電子図書館を導入したこともあり、文学作品等で媒体変更もありなのかと考えている。地域資料もデジタル化して保存することを前向きに考えていきたいが、権利関係処理などの負担を考えると思いきれない部分もある。	市立図書館
市町村立図書館にとって、道立図書館が新しい本のみならず保存においても支えとなってくれることを切望いたします。といっても、収容能力の限界もあることから、その手前のところで、管内ごとに分担保存の検討ができることが望ましいと考えます（最後の砦は道立です）（北見地域では、過去に分担保存について研究協議を行ったことがあります。北見市の中央館が新館となる前のことで、メンバーも代わっていることから、改めての確認と共通認識を持つことが必要になっていると思います）。道立としての、道内全体を見据えた（＝市町村支援を踏まえた）保存の考え方がどのようなものであるか、示していただけるとありがたいです。	町村立図書館
（設問 4.5 について）除籍対象図書により、道立図書館や他館の所蔵を確認するものもあり、一義には答えにくい。以前、自館除籍図書が道立図書館所蔵なしだったので、リストを作成し問合せをしたが、回答がありませんでしたので、不明と判断し処分したことがあります。	町村立図書館
除籍する際、1冊1冊道内に所蔵があるか確認しようとすると、道内横断検索ではヒットするまでに非常に時間がかかる。もう少し簡単に調べられる仕組みがあるとよい。	町村立図書館
十勝管内	
日々、狭いスペースで、いかに効率よく資料を配架するのに苦労しています。毎年購入冊数と同数の資料を除籍することを目標としています。現実には、どうしても後回しになり、飽和状態の閉架に頭が痛いところです。	町村立図書館
共同保存の場合は保存館の負担が大きく、人員・スペースともに確保できるのかが心配。各館で対応できるのが理想ではあるが、どこも運営が厳しい状況であり、電子図書の普及等ともあわせて、よりよい方策を調査研究してほしい。	町村立図書館
釧路管内	
保管場所を考えると、郷土資料など国立国会図書館への納本制度からもれた資料のみ各館で保存することが現実的ではないかと考えます。	公民館図書室

根室管内	
道立図書館が中心となって資料を保存して欲しいが、保存スペースが限られているため、道立図書館のみに負担を負わせるのではなく、各館でも除籍時確認を行い、道内で1冊のみしか所蔵されていない資料は各館で保存していくなどの協力体制も必要であると感じる。	市立図書館
除籍や資料保存、選書（及び寄贈受入れ）について、当館では明確な基準がまだ定まっていない現状です。もちろん、館によって様々な考え方があり基準を設けているかとは思いますが、その基準として規則策定時に参考になる図書館があれば、その理由と合わせて教えていただきたいです。	市立図書館

(表 9.1 自由意見 (管内別))